

高松市監査委員告示第13号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年8月15日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	波多等
同	森谷忠造

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部課等	教育部総務課	
措置通知日	平成23年3月18日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、高松市立学校等樹木害虫等駆除業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきものについては、平成22年度契約分から高松市契約規則の規定により、遅延利息の徴収に関する条項を盛り込み、契約約款を改めた。</p>
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市</p>	<p>行政財産の目的外使用許可に係る連帯保証人の取扱いについては、平成</p>

<p>公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する、必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市立山田幼稚園敷地内の支線設置および高松市立勝賀中学校屋内運動場使用に係る行政財産使用許可申請書については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可伺決裁には、その根拠規定および理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、これらの事項を決裁に明記されたい。</p>	<p>22年度許可決裁から連帯保証人を立てさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則の規定により、根拠規定および理由を明記した。</p>
--	--

対象部課等	教育部生涯学習課	
措置通知日	平成23年3月28日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、高松市立公民館庁舎清掃業務請負の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>高松市立公民館庁舎清掃業務請負契約については、平成22年4月1日付けで、契約書に遅延利息の徴収に関する条項を盛り込み、適正に事務処理した。</p>	

対象部課等	健康福祉部生活衛生課	
措置通知日	平成23年4月20日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければなら</p>	<p>食品衛生責任者養成講習会開催事業等委託契約については、平成22年度から、委託事業精算書が受託者から提出された際に、その履行に係る検収調書を作成し、適正に事務処理するよう改めた。</p>	

ないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成21年度食品衛生責任者養成講習会開催事業等委託契約については、受託者から委託事業精算書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

対象部課等	環境部環境指導課適正処理対策室	
措置通知日	平成23年4月28日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>一般廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号では、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分等を市町村以外の者に委託する場合は、委託契約書に、受託者が同条第1号から第3号までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項を含むことを規定しているが、平成21年度不法投棄一般廃棄物等（廃タイヤ）の処理に係る請書には、当該条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。</p>	<p>一般廃棄物処理業務委託に係る契約については、平成23年3月24日付けの請書から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号の規定により、受託者が同条第1号から第3号までの基準に適合しなくなったときに、市が委託契約を解除することができる旨の条項を含む請書に改めた。</p>

対象部課等	健康福祉部保健対策課	
措置通知日	平成23年4月28日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>産業廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの</p> <p>特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定により、委</p>	<p>高松市保健所の感染性廃棄物処理業務委託契約については、平成23年度から契約書の数量に関する条項に予定数量を記載することとした。</p>

<p>託契約書に、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を約定しなければならないが、平成21年度高松市保健所の感染性廃棄物処理業務委託契約については、数量に関する条項に予定数量の記載が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。</p>	
---	--

対象部課等	総務部情報政策課	
措置通知日	平成23年5月17日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、第39回統計調査員大会市長感謝状筆耕料に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>特定の随意契約に係る公表については、平成23年2月11日付けで、平成22年度分をホームページにおいて公表した。</p>

対象部課等	総務部危機管理課	
措置通知日	平成23年5月31日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利</p>	<p>平成22年11月18日から、契約書に遅延利息を徴収する旨の約定の記載を徹底した。</p>

<p>息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならぬと規定しているが、高松市移動系防災行政無線設備保守点検業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	
--	--

対象部課等	総務部情報政策課	
措置通知日	平成23年6月1日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならぬと規定しているが、平成22年度国勢調査にかかる調査用品の仕配送業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成22年11月18日以降に締結する契約書については、遅延利息の徴収に関する条項を盛り込むことを徹底した。</p>

対象部課等	教育部文化財課	
措置通知日	平成23年6月1日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>浄化槽の管理を適正にすべきもの</p> <p>浄化槽の管理については、定期検査として浄化槽法第10条第1項による保守点検および清掃、同法第11条第1項による水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが、高松市讃岐国分寺跡資料館の浄化槽については、保守点検および水質検査は行われているものの、清掃が行われていないので、今後は、同法に基づき、適正な浄化槽の管理に努められたい。</p>	<p>浄化槽については、平成23年3月8日付けで、浄化槽清掃および消毒業務を完了した。</p> <p>なお、同資料館は、下水道に接続したため、今後、浄化槽管理の必要はなくなった。</p>

<p>行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では、電気または電気通信の線路等の目的外使用について、許可期間を3年以内としているが、高松市讃岐国分寺跡資料館敷地内の電柱1本および支線1本については、許可期間を5年としているので、今後、行政財産の目的外使用を許可するときは、同基準に基づいた適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>使用許可の期間については、平成23年4月1日付け更新許可時において3年に改めた。</p>
---	---

対象部課等	財務部契約監理課	
措置通知日	平成23年6月20日	
		【改善を要する事項】
<p>市内出張命令処理の簡素化をすべきもの</p> <p>監督員または検査員が現場に出向いた日の市内出張命令を監査したところ、高松市職員服務規程第14条ただし書の規定に基づく命令を受けていない処理が見受けられたので、今後は、同規定に基づき命令を受けられたい。</p> <p>また、職員の庁用自動車等による市内出張は、土木部（当時）において頻繁に行われることから、現行の市内出張命令簿と庁用自動車運転報告表による事務処理では非効率であり、関係課と協議の上、事務処理方法の簡素化も検討されたい。</p>		<p>【措置された内容】</p> <p>平成23年6月から、契約監理課庁用自動車を使用して市内出張をする場合においては、庁用自動車報告書と市内出張命令簿を兼ねた新たな様式による処理簿を使用し、これにより市内出張命令を行うとともに、車両の日常点検を実施した。</p>

対象部課等	健康福祉部障がい福祉課	
措置通知日	平成23年6月22日	
		【改善を要する事項】
<p>業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>高松市障害者相談支援充実・強化事業委託および高松市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）委託</p>		<p>【措置された内容】</p> <p>高松市障害者相談支援充実・強化事業委託に関する契約については、平成23年度契約分から、契約書に「個人</p>

<p>に関する契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>	<p>情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改めた。</p> <p>また、高松市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、現在対象者がいないため委託契約を締結していないが、契約を締結する際には、同様に個人情報が適正に取り扱われるよう契約条項を改めることとした。</p>
---	---

健康福祉部生活福祉課	
対象部課等	健康福祉部生活福祉課
措置通知日	平成23年6月24日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護認定調査業務委託に関する契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>	<p>業務委託契約の個人情報の取扱いについては、平成23年度生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護認定調査業務委託に関する契約から「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、契約条項に記載した。</p>

対象部課等	総務部人事課
措置通知日	平成23年6月27日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定し</p>	<p>平成23年度から、契約書に遅延利息を徴収する旨の約定の記載を徹底した。</p>

なければならぬと規定しているが、平成21年度高松市事業仕分け業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

対象部課等	環境部環境保全推進課
措置通知日	平成23年7月27日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、ごみ収集カレンダー仕分け、包装、配送業務の社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同様の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>ごみ収集カレンダー仕分け、包装、配送業務に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの委託契約の契約締結状況については、平成23年1月24日付けで平成21年度分を、平成23年3月11日付けで平成22年度分を高松市ホームページに掲載し、公表した。</p>
<p>補助金交付申請に係る審査を適正にすべきもの</p> <p>太陽光発電システム設置に係る補助事業については、太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、当該発電システムに係る設置工事の着手前に、補助金交付予約申請書を市長に提出しなければならないが、申請に必要な日付が誤って記載された申請書を受け付け、処理しているものが見受けられたので、今後においては、受付時に適正な審査を行い、申請者に対し、申請書類に不備がないよう指導されたい。</p>	<p>補助金交付申請に係る審査については、平成23年度から受付時に適正な審査を行い、申請者に対し、申請書類に不備がないよう指導するように改めた。</p>
<p>補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの</p>	

<p>生ごみ堆肥化容器購入に係る補助事業については、生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第10条の規定により、地区（校区）で生ごみ堆肥化容器を一括して購入する場合においては、申請者は、補助金の交付申請ならびに請求および受領に関する権限を当該地区（校区）の代表者に対し、委任状により委任することができるが、川添および安原地区（校区）衛生組合協議会においては、申請者から委任状による委任がなされないまま、当該地区（校区）の代表者が補助金の交付申請ならびに請求および受領を行っているものが見受けられたので、今後においては、補助金交付申請等に係る審査や申請者への指導を適切に行われたい。</p>	<p>生ごみ堆肥化容器の一括購入に係る補助申請については、平成23年度から受付時に適正な審査を行い、申請者である各地区（校区）の代表者に対し、申請書類に不備がないよう指導するように改めた。</p>
---	--

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対象部課等	教育部総務課		
措置通知日	平成23年3月18日		
	【意見を付された事項】	【措置された内容】	
	<p>業務委託契約に係る事務処理について</p> <p>高松市立幼稚園清掃等業務委託については、1人1時間当たりの単価契約を締結し、支出予定金額については、見積徴取伺決裁で「1園当たり1月25時間」を算出基礎としているが、一方、仕様書および契約書では、「1園当たり1月40時間以内」と規定しており、結果的に契約期間中において支出予定金額を大幅に増額変更しているため、今後、同様の契約を締結する場合には、実態に即した業務量の把握とそれに基づいた支出予定金額の設定に留意し、契約内容と支出予定金額の整合性を図ることで、契約事務の妥当性確保に努められたい。</p>	<p>高松市立幼稚園清掃等業務委託については、平成22年度以降業務量を十分精査し、委託業務量は予算額の範囲内で執行することとした。</p>	

対象部課等	教育部生涯学習課		
措置通知日	平成23年3月28日		

【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>運営補助事業のあり方について</p> <p>概算払で補助金を交付した場合、補助金交付申請者は、補助終了後、精算し、交付された補助金が確定した補助金の額を超えていた場合はその差額を返還しなければならないが、平成20年度高松市青年連絡協議会への運営事業補助金については、事業の中止や経費節減を理由として翌年度に繰り越しているものが見受けられた。今後においては、補助対象とすべき事業経費の明確化や事業年度終了時の精算のあり方を検討するなど、補助金交付に係る事務を適切に行われたい。</p>	<p>高松市青年連絡協議会への運営事業補助金については、平成21年度から繰越金に留意し、交付された補助金を上回る積極的な事業運営に努めるよう、同青年連絡協議会に対し口頭指導した。</p>
<p>事業実施に係る負担金の精算について</p> <p>平成21年度高松・嶺北子ども交歓会については、同交歓会実行委員会との共催のため負担金を通常払で支出しているものの、参加児童が当初の見込みを下回っているなど、事業への児童の参加状況によっては実際の経費が変動することから、今後においては、支出方法を前金払とすることや、事業実施後の残余金の精算方法についても取り決めておくなど、負担金執行のあり方について検討されたい。</p>	<p>高松・嶺北子ども交歓会事業負担金については、平成22年度から、参加児童数確保のため、事業実施日を休日に改めて実施し、積極的な事業運営に努めるよう、共催団体である高松市子ども会育成連絡協議会と協議を行った。</p>

対象部課等	財務部資産税課
措置通知日	平成23年5月10日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>休暇日における職員の市内出張命令の在り方等について</p> <p>高松市職員服務規程第14条に規定する出張命令は、所属長が出勤している職員に対し、行うものであるにもかかわらず、職員が特別休暇（夏季休暇）、年次休暇または週休日の振替えの承認を受けた日（以下「休暇日」という。）に、出勤簿その他の服務関係書類の変更等の手続など書類上の整理や他の職員への業務調整などが行</p>	<p>休暇日における職員の市内出張命令の在り方等については、平成17年度から、所属長および庶務担当者において、出張を命ずる職員の勤務状況を確認するとともに、市内出張命令を要する業務の必要性の有無を総合的に判断した上、関係諸規程に基づき適正に命ずるほか、服務関係書類による適正な事務処理を行うこととした。</p>

われないうまま、市内出張命令を行って
いるものが見受けられたので、今後、
市内出張を命じようとするときは、そ
の職員の勤務状況の確認を行うとと
もに、当該市内出張命令を要する業務
の必要性の有無を総合的に判断した
上、高松市職員服務規程、高松市職員
の勤務時間、休暇等に関する条例施行
規則その他の関係諸規程に基づき、適
正に命ずるとともに服務関係書類に
よる適正な事務処理が行われるよう、
休暇日における職員の市内出張命令
の在り方の整理や服務関係書類の事
務処理方法の見直しを検討されたい。

対象部課等	教育部人権教育課	
措置通知日	平成23年6月3日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>適正な補助金の決定について</p> <p>高松市補助金等交付規則では、申請の内容を審査した上で交付の適否を決定することで予算執行の適正化を図ることを定めているほか、高松市補助金等交付システム見直し基準でも、補助額の適正化を図るため、補助事業ごとに限度額または補助率を定めることを規定しているが、社会教育団体事業補助金については、例年同額の補助が行われていることから、今後、同補助金の交付に当たっては、一定の基準を定めるなど、補助額決定の適正性・透明性の向上に努められたい。</p>	<p>適正な補助金の決定については、平成23年4月1日付けで、高松市子ども会補助事業実施要綱を制定し、補助額の適正化を図った。</p>

対象部課等	教育部保健体育課	
措置通知日	平成23年6月7日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>補助金の適切な執行について</p> <p>平成21年度予算の執行方針ならびに高松市補助金等交付システム見直し基準で示されているとおり、補助金等については、交付団体等の決算において繰越金があるものは特に留意し、補助額の適正化を図るなど、より</p>	<p>高松市小学校体育研究会への補助金の交付については、当該研究会に対して、改めて予算の執行状況を精査するとともに、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づく見直しなどの説明を行い、平成22年度収支決算</p>

<p>適切な執行に努めることとされているが、平成20年度高松市小学校体育研究会事業補助金に係る収支決算書では、市の補助額を上回る次年度繰越金が計上されているにもかかわらず、平成21年度においても同額の補助が行われていることから、今後、同種の補助金等を交付する際には、これらの指針に照らして、適切な執行について十分留意されたい。</p>	<p>書において、適正な予算執行が確認できたことから、当該研究会への本年度の補助金を交付した。</p>
---	---

対象部課等	財務部契約監理課	
措置通知日	平成23年6月20日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>競争見積合わせに係る業者選定数について</p> <p>高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合は、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>一方、契約事務の取扱いについて（平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知）等では、競争見積合わせによる随意契約を行う場合の業者選定は、3者以上とすることとされている。</p> <p>見積書の徴取に当たっては、業務履行の能力と実績を有する業者を幅広く選定し、競争性を高め、より適正な価格での契約ができるよう努めなければならないことを規定上、明確化するため、高松市契約規則第18条第2項の見積書の提出に係る業者選定数の規定改正を前向きに検討されたい。</p>		<p>平成20年度から毎年度3月に、契約事務についての通知を発出し、その中で、業者選定に当たって「適格候補者が少数」として取り扱うときの「見込み数」の基準を定めた。</p>